

第三者行為災害に関する手続方法について

「従業員が仕事中に相手のある交通事故に遭いました。従業員の方にも過失があり、相手の車は

「災害」の基本的な考え方をご説明します。

第三者行為災害とは、業務中や通勤途中における相手のある交通事故、事業場構内でリフトに接触した、接客中に客から

暴行を受けた客先で餓死がこれにあたります。近年は自転車が絡む交通事故も多発見られます。

労災保険と自動車保険等との調整については、労災と自動車保険等（自賠責・任意・人身傷害等）がある場合、基本的には従業員ご自身がどの保険を使うか選択できますが、労災を先行すべきケースもあります。

特に、今回のご質問のように、従業員側にも過失がある場合は、治療費を労災へ請求することにより、従業員の過失部分が労災で填補されます。

逆に従業員の過失が無い（停車中の後方からの追突等）場合は、従業員側に過失相殺の概念が生じませんので、相手方加入の自動車保険から損害の全額補償を受けるのが一般的です。

また、自動車保険には仮払制度や慰謝料など、労災より幅広い制度があり、労災には治療費を請求し、休業損害や慰謝料などは自動車保険等へ請求するというケースも出てきます。

さらに、任意保険の人身傷害保険の特約加入をしているケースもあり、従業員の過失が大きい場合、人身傷害保険会社が対応するケースがあります。

また、自転車が絡む事故は、相手方が個人賠償保険等に加入し、事故対応が可能なケースもあります。このように、労災

保険以外の保険加入状況により、様々なケースが想定され、これら他保険が存在しない場合は、直接事故の相手方へ賠償を求めるケースがあります。具体的な請求手続きについてですが、治療費を例に取ると、病院（労災指定病院の場合）に対し療養（補償）給付請求書を提出します。

併せて、第三者行為災害届を監督署にてご提出頂きます。これは、事故状況や相手が加入する保険会社の情報等を確認するためのものです。

第三者行為災害届には災害内容により、異なる添付書類が必要となりますので事前にご照会を頂ければ、必要な添付書類をご案内いたします。また厚生労働省のホームページ

ードも可能です。

第三者行為災害届をご提出頂いた後、監督署においては、事故の相手方や保険会社などへの照会等を行つた上で、過失割合の判断を行い、労災で支給した保険金のうち、過失分について保険会社や相手方へ求める（求償）、あるいは、保険会社等から労災保険に先行して損賠金を受けている場合、重複填補となる部分を差し引いて（控除）労災保険給付を行います。

以上のように、第三者行為災害においては、労災保険と関連する相手方賠償分を調整することとなります。

詳細については、監督署あてご照会いただければ幸いです。

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係
方面
安全衛生課
〈052〉961-8654
〈052〉961-8655